

**ハンセン病家族訴訟——患者家族の憲法上の権利と国の法的責任**

【文献種別】 判決／熊本地方裁判所  
【裁判年月日】 令和1(2019)年6月28日  
【事件番号】 平成28年(ワ)第109号、平成28年(ワ)第231号  
【事件名】 国家賠償請求事件  
【裁判結果】 一部認容  
【参照法令】 日本国憲法13条・24条1項、国家賠償法1条1項  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25564529

**事実の概要****1 本判決以前**

かつて「癩病」と呼ばれていたハンセン病は、らい菌による抗酸菌感染症である。古今東西で差別の対象となってきたが、第二次世界大戦以前には国際的に、すでに感染力が弱いことや患者の隔離が必須ではないことなどが判明し、特にスルホン剤等の特効薬により、戦後は外来治療で完治可能であり隔離不要とされた。日本では、明治憲法下、古来の迷信や当時の富国強兵国策における「国辱」観を背景に、「民族浄化」としての癩の根絶のための絶対隔離が国家の使命であると考えられて<sup>1)</sup>、放浪癩の救護を目的とする1907年癩予防二関スル件(以下、「明治40年法」という)に始まり、すべての患者の強制隔離を目的とする1931年癩予防法へと至った。官主導の官民一体国策である「無らい県運動」も激化し、患者に対して国立療養所への強制隔離や断種墮胎手術が行われた。日本国憲法下でも、「公共の福祉」や「文化国家」<sup>2)</sup>の名目で1948年優生保護法の「らい条項」および1953年らい予防法(以下、「新法」という)が成立し、優生手術や隔離政策等は継続されただけでなく、偏見差別も助長された。療養所入所者は、厳しい外出制限と所長の懲戒検束権の下で「罪なき無期受刑者」<sup>3)</sup>ともいふべき処遇を受け、中には本名ではなく「園名」を名乗らざるをえない者もいた。患者家族もまた、戦前から「癩患者」として指導管理下に置かれて、強烈な社会的偏見差別に晒されてきた。

1996年ようやく、優生保護法は母体保護法に改正されて「らい条項」は削除され、また、ら

い予防法の廃止に関する法律および付随法令が成立し、隔離政策等は廃止された。1998年には療養所入所者らが「人間回復」を掲げて新法の違憲国賠訴訟を提起し、2001年に熊本地裁は、新法の隔離規定を違憲と判示し、それに基づく厚生大臣の隔離政策および新法を廃止しなかった国会議員の立法不作為につき国賠法上の違法性・過失を認めるという画期的な判決を下した(熊本地判平13・5・11判時1748号30頁。以下、「平成13年判決」という)。平成13年判決を受けて、当時の小泉政権は控訴を断念し謝罪談話を発表、国会も謝罪決議を採択し、「ハンセン病補償法」を制定するなどした。

他方、患者家族に関しては、2010年に療養所非入所者の遺族が国賠訴訟を提起したことで注目された。一審は、一般論としては患者家族に対する偏見差別についての国の責任を一部認めつつ、賠償請求を棄却した(鳥取地判平27・9・9判時2314号70頁)。控訴審は、国の責任自体を否定した(広島高松江支判平30・7・24判時2411号21頁)。同訴訟が最高裁に係属中に本判決が下された。

**2 本件の事実**

明治40年法以来の隔離政策等により、患者のみならずその家族までも強烈な偏見差別の対象とされる社会構造が構築された。医学的進歩や国内外の動向により、1960年には隔離政策等に合理的根拠がなく患者家族の人権を侵害し同家族に偏見差別等の被害を与え続けていることを認識しえた状況にあったが、国は1996年まで新法を廃止しなかった。また、新法廃止後も患者家族についての偏見差別の除去や家族関係回復等のための積

極的な措置をとらなかった。

以上の事実により、ハンセン病患者家族である原告らは、社会内で偏見差別を受ける地位に立たされ家族関係の形成を阻害され続け、憲法 13 条に基づく社会内において平穩に生活する権利が侵害されたとして、被告国に対し、現在までの継続的不法行為に基づく国家賠償法 1 条 1 項の損害賠償等を求めた。

## 判決の要旨

### 1 先行行為と国の関係

「昭和 18 年頃には、ひとたび、ハンセン病患者やその家族の存在が当該地域社会で認知されると、警察官による取締りや、無らい県運動に関わるなどしてハンセン病患者を隔離収容しなければならぬと確信する中上位階層者（地区の有力者や指導階級）による指示指導、さらに、それらの者のハンセン病患者及びその家族に対する差別的な態度の影響を受けることにより、周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の社会構造(社会システム)が築き上げられた。そして、……当時も、外貌の醜状や変形に基づく偏見差別、ハンセン病を古来存在した家系(家筋)病、天刑病等と捉える宗教観や迷信等に基づく偏見差別が存在し、同じ『家』の家族も偏見差別の対象となっており、他方で、当時のハンセン病隔離政策等に沿って、ハンセン病は強烈な伝染力を持ち、周囲に存在すれば感染する危険があるため、日頃から患者の近くにいる家族も感染源になりうる存在と捉え偏見差別を持つ者もあり、これらのいずれの国民らからも、ハンセン病患者は強制的に隔離収容されねばならない恐ろしい病気と認識され、ハンセン病患者だけでなく、それぞれの疾病観に起因しその家族も同様に偏見差別を受けるようになった」。

上記の要因は、明治 40 年法以来の「被告のハンセン病隔離政策等、特に、戦時体制時の民族主義的国家主義的国家体制の下の無らい県運動」であり、昭和 18 年頃には、古来存在した偏見差別とは性格を異にする偏見差別が全国津々浦々まで根付いたといえる。すなわち、上記の社会構造に基づき、大多数の国民らがハンセン病患者家族に対し、ハンセン病患者家族であるという理由で、忌避感や排除意識を有し、ハンセン病患者家族に対

する差別を行い（このような意識に反する意識を持つことは困難な状況になった。）、これにより、ハンセン病患者家族は深刻な差別被害を受けたと認められる……。そして、この状況は、戦後、現憲法制定後も、無らい県運動を含むハンセン病隔離政策等によって維持され、ハンセン病患者家族に対する偏見差別も続き、人によっては強固になった」。1972 年までアメリカ統治下にあった沖縄も基本的に同様の状況であった。

### 2 偏見差別と患者家族の憲法上の権利

「いずれの差別も人生の選択肢を制限し、個人の人格形成にとって重大であって個人の尊厳にかかわる人生被害を生み、人として当然に有するはずの人生のありとあらゆる発展可能性を大きく損ない、その影響は社会生活全般にわたりかねない。したがって、個人の尊厳と人格に密接にかかわる人格の生存に不可欠な権利を保障した憲法 13 条の人格権は、社会的差別を受けることなく社会内において平穩に生活できることを保障している」。

「ハンセン病患者が自宅から離れ療養所に入所させられ、あるいは、入所せざるを得なかったということは、……家族との離別を余儀なくさせ同居の機会を奪ったといえる。そればかりか、ハンセン病患者家族にとっては、偏見差別を意識することを余儀なくされ、家族である患者と家族としての自由な触れ合い、交流や共同体験ができなくなり、色々な場面で家族関係を形成する機会がなくなり家族関係形成を阻害されるに至った」。原告らの「家族関係の形成が阻害された不利益は、正に、憲法 13 条で保障された社会内において平穩に生活する権利を制限されたことになる。さらに、憲法 24 条 1 項は夫婦の自由で平等な意思による夫婦婚姻生活を保障しており、夫婦関係の形成阻害は憲法 24 条 1 項の制限にもなる」。

### 3 違憲の法律と立法不作為の違法性

立法内容の違憲性と立法行為の国賠法適用上の違法性とを区別したうえで、「法律の規定又は立法不作為が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制限するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白である……にもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確

保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものと、例外的に、その立法不作為は、国賠法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである」。

特効薬の評価やハンセン病の医学的知見などから、「遅くとも昭和35年には、すべての患者との関係で隔離する必要が失われており、新法の隔離規定に従って、しかも合憲的に入所させることがおよそ考えられない。新法の隔離規定が適用された場合には、すべて当然に違憲であり、合憲的適用の余地がない以上、憲法上保障された権利利益との関係において法令そのものが憲法に違反しているといわざるを得ない」。「ハンセン病患者家族は、……新法の隔離規定により、国民らから偏見、差別行為を受ける地位に立たされ、家族関係を形成する権利を制限されることになる」が、「遅くとも昭和35年には規定の合理的な理由が存在しなくなっていた」のであり、隔離規定の廃止や見直しについての国内外の動向などから、「国会議員にとって、昭和40年には新法の隔離規定の違憲が明白であったと認められる」。

「そもそも、新法の隔離規定がハンセン病患者家族の重要な権利を侵害し、人格形成に重大な支障を及ぼし、自殺者が出る等の重大な被害に繋がるものであることに鑑みれば、新法の隔離規定の廃止は可及的速やかに実施されるべきものである。……国会議員が平成8年までの30年以上もの長期間にわたって新法の隔離規定を廃止しなかったことは、正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったと認められる」。

「以上より、国会議員が平成8年まで新法の隔離規定を廃止しなかった立法不作為は、国賠法1条1項の規定の適用上違法の評価を受け、このような立法不作為には過失が認められる」。

## 判例の解説

### 一 争点と判旨

本件では、患者家族の処遇をめぐる、①厚生(労働)大臣、法務大臣、文部(科学)大臣のハンセン病政策に関する作為義務についての違法・故意

過失の有無、②国会議員の立法不作為についての違法・故意過失の有無、③権利侵害・損害額の算定、④損害賠償請求権の消滅時効完成の可否が争われた。本判決は、平成13年判決を意識しつつ、患者の隔離政策等により生じた患者「家族」の権利侵害について(沖縄のケースも含めて)、国の国賠法上の違法性・過失を認めて賠償を命じた初めての判決である。

## 二 患者家族の憲法上の権利と国の法的責任

### 1 患者家族への偏見差別と国の法的責任

原告側弁護士によれば、「国の隔離政策はその当初から『家族』をも標的にしていたという歴史的事実を解明すること」<sup>4)</sup>に、家族訴訟の意義の一つがある。被告は、国の隔離政策は患者本人のみを対象としており、患者家族に対する偏見差別は国の隔離政策以前の社会的な因習によるもので国に責任はない旨を主張する。この点については、判決の要旨1のとおり、明治40年法以来の隔離政策等、特に無らい県運動を要因として、古来の因習的偏見差別とは異なる偏見差別が根づき、1943年頃には偏見差別の「一種の社会構造(社会システム)」が構築され、現行憲法制定後も維持されたと指摘し、「新法の隔離規定は、それまでのハンセン病隔離政策等と一体となり、ハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別を維持、強固にしてきた」と明確に判示した。過去のハンセン病医学と優生学とが結びついた国策の過誤の指摘に加えて、次節のように、一連の国策による差別的な社会構造の助長を先行行為として国の作為義務を認めたことが重要である。

### 2 患者家族の憲法上の権利の侵害

本判決は、判決の要旨2のとおり、患者家族について、憲法13条の人格権の一内容として「(社会的差別を受けることなく)社会の中で平穏に生活する権利」(以下、「平穏生活権」という)が保障されており、また、社会的差別により家族関係の形成が阻害された不利益について、この平穏生活権が制限されるとともに、「夫婦の自由で平等な意思による夫婦婚姻生活を保障する」憲法24条1項の制限にもなることを認めた。平成13年判決は、国会議員の立法不作為を問う文脈で、患者にとって「自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすること

は、人が人として生存する上で決定的重要性を有する」にもかかわらず、新法の隔離規定が、「人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性」を大きく損ねるものであり、憲法 22 条 1 項を超えて広く憲法 13 条を根拠とする人格権を侵害するものであるとして違憲の判断を下していたが、平穏生活権は共通損害の算定の次元で言及されていた。本判決はより明確に、「個人の尊厳」の観点から、これと不可分な人格形成と人格的交流の関係性を重視しながら、人格的利益権説の立場に立って、平穏生活権を憲法 13 条の人格権の具体的な一内容と位置づけるとともに、これに不可欠なものとして憲法 24 条 1 項の家族関係形成の自由にも言及している。

本判決は、これら憲法上の権利の制限が、1960 年（沖縄は 1972 年）以降、公共の福祉の観点からは許容されない程度の侵害に達しており、所管の大臣は、「条理上、」明治 40 年法以来の隔離政策等を先行行為として相応の作為義務を負うと判示し、1960 年以降 2001 年末までの厚生（労働）大臣の義務違反、1996 年以降 2001 年末までの法務大臣、文部（科学）大臣の義務違反を理由に、国賠法上の違法性・過失を認めた。

### 3 立法内容の違憲性と立法不作為の国賠法上の違法性

本判決は、在宅投票最判（最判昭 60・11・21 民集 39 卷 7 号 1512 頁）、在外投票最大判（最大判平 17・9・14 民集 59 卷 7 号 2087 頁）、再婚禁止期間最大判（最大判平 27・12・16 民集 69 卷 8 号 2427 頁）の判例名を挙げて、判決の要旨 3 のように述べる。前節で述べた憲法 13 条と 24 条を介して患者もその家族も同じ人格権保護という観点から、基本的に平成 13 年判決と同様に判断したようである。新法の隔離規定の合理的な理由は遅くとも 1960 年には存在せず違憲となっていたと判断し、国会議員にとっては、1965 年にはその違憲性が明白であったにもかかわらず廃止しなかった立法不作為について国賠法上の違法性・過失を認めた。

ただし、在宅投票最判が判示した「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき」云々については、平成 13 年判決では自覚的に例示と解したが、その後の在外投票最大判や再婚禁止期間最大判を経た後の本判決では、憲法上の権

利としての人格権侵害の重さ、立法事実の変化の明白さ、新法廃止までの不作為の期間の長さを決め手として、立法内容の違憲性および立法不作為の国賠法上の違法性を肯定したものと解される。救済窓口が広がり憲法訴訟としての国賠訴訟の意義が高まることは良いとしても、付随的違憲審査制との兼ね合いの問題もある。

### 三 本判決以後

安倍政権が控訴を断念し謝罪談話を発表、本判決は確定した。2019 年 11 月 15 日には「ハンセン病家族補償法」が成立した。本判決は、戦後日本国憲法の保障の狭間に置き去りにされてきたハンセン病問題（沖縄の問題を含む）について、平成 13 年判決の射程を広げて、患者のみならずその家族にまで平穏生活権を共通根拠として社会的差別被害の責任を国に認めた点で画期的である。諸々の法領域で主張される種々の平穏生活権の憲法理論的な整序、「全世界の国民の平和的生存権」（前文）や憲法 14 条との関係などは課題となろう。

なお、2016 年には、かつて存在したハンセン病患者専用の「特別法廷」について、最高裁が謝罪した。また、2020 年には、特別法廷審理により死刑判決を下した「菊池事件」（1952 年）の刑事裁判を、熊本地裁は違憲と判断している（熊本地判令 2・2・26 裁判所ウェブサイト（LEX/DB25570745））。

#### ●—注

- 1) 高野六郎「民族浄化のために」社会事業 10 卷 3 号（1926 年）、光田健輔「癩予防撲滅の話」社会事業 10 卷 4 号（1926 年）などを参照。
- 2) 石崎学「人権と人道」『人権の変遷』（日本評論社、2007 年）、松原洋子「〈文化国家〉の優生法」現代思想 25 卷 4 号（1997 年）などを参照。
- 3) 内田博文＝森尾亮「ハンセン病国賠訴訟と専門家の責任」法セ 560 号（2001 年）49 頁。ハンセン病問題の歴史の経緯について、大谷藤郎『らい予防法廃止の歴史』（勤草書房、1996 年）、藤野豊『ハンセン病と戦後民主主義』（岩波書店、2006 年）などを参照。
- 4) ハンセン病家族訴訟弁護団編『家族がハンセン病だった』家族訴訟の証言』（六花出版、2018 年）18 頁。本判決の評釈として、朝田とも子・法セ 779 号（2019 年）、松本和彦・法教 471 号（2019 年）、山崎友也・令和元年度重判解（2020 年）などがある。